

五霞町告示第 25 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

五霞町長 染谷 森雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

五霞地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	2 経営体
個人	20 経営体

4.3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し手となりうる農家に対し農地中間管理事業の周知を図り、農業委員会との連携を強化し農地の流動化を促進させ農地中間管理機構への貸付を促進していく。

6. 今後の地域農業のあり方

(1) 取組事項

6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進、規模拡大

(2) 農地利用のあり方

地域の中心となる経営体への集積を図り、より一層の作業の効率化と規模拡大を目指す。そして、農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化、6 次産業化を進めることで農業経営の安定化を図る。今後も各関係機関と連携・協力し農業後継者の育成・確保を図るとともに意欲ある農業者への農地集積・集約化を進めていく。さらに、道の駅ごかの農産物直売所を拠点に、新しい農業への展開を図るなど収益性の高い農業の推進に取り組んでいく。また、自然環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図り農業振興地域整備計画に基づいた営農環境を確保しつつ目的に応じた計画的な都市利用を推進していく。